

役務契約書（単価契約）（案）

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び役務契約約款によって、役務契約に関し、以下のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	役務契約（単価契約） （令和８年度仙台森林管理署官用自動車点検等業務）
品名・物件名	役務契約（単価契約） （令和８年度仙台森林管理署官用自動車点検等業務）
数量（単位）	１式
仕様	別紙１「官用自動車点検等業務仕様書」のとおり
契約金額 （税込み）	金 円 （うち自動車重量税 円） （うち自賠責保険料 円） （うち消費税及び地方消費税相当額 円）
契約期間	令和８年 月 日から令和９年３月３１日
納入場所	仙台森林管理署
契約保証金	免除
備考	契約単価は別添２「単価表」のとおり

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和８年 月 日

発注者 宮城県仙台市青葉区東照宮１丁目１－１５
分任支出負担行為担当官
仙台森林管理署長 上野 真一 印

受注者

印

※ 紙による契約の場合は上記下線部分を削除し、「署名」部分を「記名押印」とする。

別添1

令和8年度 仙台森林管理署官用自動車点検等業務(整備内容一覧表)

No.	配置場所	管理番号	登録番号	車台番号	車名	型式	ガソリン ディーゼル 車別	自動車重量税		自賠責保険料		自賠責保険期間		登録・ 交付年月日	車検満了日	定期点検 または 車検実施予定月	継続点検(車検)					定期点検	車内 及び 外回り 清掃	オイル・ フィルタ 交換	備考
												自	至				基本点検 技術料	エンジン・ スチーム・ 下廻り 洗浄	下廻り 防錆塗装	保安検査 確認	継続検査 代行	基本点検 技術料			
1	本署	05-1048	仙台 300 や 82 - 73	NT32-586290	ニッサン エクストレイル	DBA-NT32	ガソリン	乗用 自家用 車両重量1.51t		乗用 自家用 24ヶ月		R7.12.16	R9.12.16	H30.11.16	R9.11.15	R9 10						○	○	○	
2	本署	05-1140	仙台 301 つ 52 - 67	TSMLEYEH1S0 0B39602	スズキ エスクード	5AA-YEH1S	ガソリン	乗用 自家用 車両重量1.32t エコカー(本則税率)		乗用 自家用 24ヶ月		R8.4.7	R10.4.7	R5.3.7	R10.3.6	R10 2						○	○	○	
3	本署	06-412	仙台 580 う 99 - 33	H58A- 0719193	三菱 パジェロミニ	ABA-H58A	ガソリン	乗用 自家用 軽自動車 13年経過	8,800	乗用 自家用 軽自動車 24ヶ月	17,540	R7.3.20	R9.3.20	H20.2.25	R9.2.24	R9 1	○	○	○	○	○		○	○	
4	本署	06-413	仙台 580 う 99 - 27	H58A- 0719226	三菱 パジェロミニ	ABA-H58A	ガソリン	乗用 自家用 軽自動車 13年経過	8,800	乗用 自家用 軽自動車 24ヶ月	17,540	R7.3.20	R9.3.20	H20.2.25	R9.2.24	R9 1	○	○	○	○	○		○	○	
5	本署	06-515	仙台 580 き 23 - 17	H58A- 0805779	三菱 パジェロミニ	ABA-H58A	ガソリン	乗用 自家用 軽自動車 13年経過		乗用 自家用 軽自動車 24ヶ月		R8.3.20	R10.3.20	H21.2.26	R10.2.25	R10 1						○	○	○	
6	治山	05-955	青森 300 ひ 81 - 34	NT32-511285	ニッサン エクストレイル	DBA-NT32	ガソリン	乗用 自家用 車両重量1.5t		乗用 自家用 24ヶ月		R8.4.13	R10.4.13	H27.3.16	R10.3.15	R10 2						○	○	○	
7	治山	05-1019	仙台 300 め 76 - 56	NT32-078523	ニッサン エクストレイル	DBA-NT32	ガソリン	乗用 自家用 車両重量1.5t	24,600	乗用 自家用 24ヶ月	17,650	R6.12.24	R8.12.24	H29.11.24	R8.11.23	R8 10	○	○	○	○	○		○	○	
8	治山	05-1020	仙台 300 め 76 - 57	NT32-078528	ニッサン エクストレイル	DBA-NT32	ガソリン	乗用 自家用 車両重量1.5t	24,600	乗用 自家用 24ヶ月	17,650	R6.12.24	R8.12.24	H29.11.24	R8.11.23	R8 10	○	○	○	○	○		○	○	
9	仙台(森)	05-975	仙台 300 ま 11 - 54	NT32-530600	ニッサン エクストレイル	DBA-NT32	ガソリン	乗用 自家用 車両重量1.5t	24,600	乗用 自家用 24ヶ月	17,650	R7.3.8	R9.3.8	H28.2.8	R9.2.7	R9 1	○	○	○	○	○		○	○	
10	仙台(森)	02-613	仙台 400 す 85 - 92	SKP2MN- 100420	ニッサン パネットバン	ABF-SKP2MN	ガソリン	小型貨物 自家用 車両総重量2.54t 13年経過	17,100	小型貨物 自家用 12ヶ月	12,850	R8.2.18	R9.2.18	H23.1.21	R9.1.21	R8 12	○	○	○	○	○		○	○	
11	根白石(森)	05-1153	仙台 501 は 95 - 39	MN71S- 318140	スズキ クロスビー	4AA-MN71S	ガソリン	乗用 自家用 車両重量1.0t	16,400	乗用 自家用 24ヶ月	17,650	R6.1.19	R9.2.19	R6.1.19	R9.1.18	R8 12	○	○	○	○	○		○	○	
12	川崎(森)	05-1108	仙台 501 ね 11 - 70	MN71S- 216037	スズキ クロスビー	4AA-MN71S	ガソリン	乗用 自家用 車両重量1.0t	16,400	乗用 自家用 24ヶ月	17,650	R7.4.8	R9.4.8	R4.3.8	R9.3.7	R9 2	○	○	○	○	○		○	○	
13	川崎(森)	06-534	仙台 580 け 25 - 66	DG64W- 295356	マツダ スクラムワゴン	ABA-DG64W	ガソリン	乗用 自家用 軽自動車 13年経過	8,200	乗用 自家用 軽自動車 24ヶ月	17,540	R7.4.16	R9.4.16	H22.3.19	R9.3.18	R9 2	○	○	○	○	○		○	○	
14	白石(森)	05-1018	仙台 300 め 70 - 80	GA4W- 0700280	三菱 RVR	DBA-GA4W	ガソリン	乗用 自家用 車両重量1.42t	24,600	乗用 自家用 24ヶ月	17,650	R6.12.14	R8.12.14	H29.11.14	R8.11.13	R8 10	○	○	○	○	○		○	○	
15	白石(森)	06-730	仙台 480 け 23 - 51	DA17V- 657241	スズキ エブリイ	5BD-DA17V	ガソリン	貨物 自家用 軽自動車 エコカー(本則税率)	5,000	貨物 自家用 軽自動車 24ヶ月	17,540	R7.3.6	R9.3.6	R5.2.6	R9.2.5	R9 1	○	○	○	○	○		○	○	
16	七ヶ宿(森)	05-1152	仙台 501 は 95 - 38	MN71S- 318109	スズキ クロスビー	4AA-MN71S	ガソリン	乗用 自家用 車両重量1.0t	16,400	乗用 自家用 24ヶ月	17,650	R6.1.19	R9.2.19	R6.1.19	R9.1.18	R8 12	○	○	○	○	○		○	○	
17	丸森(森)	05-1082	仙台 501 な 91 - 75	A210S- 0010623	ダイハツ ロッキー	5BA-A210S	ガソリン	乗用 自家用 車両重量1.04t		乗用 自家用 24ヶ月		R7.12.12	R9.12.12	R2.11.12	R9.11.11	R9 10						○	○	○	
18	治山	05-1178	仙台 301 ね 70 - 23	SNT33- 118123	ニッサン エクストレイル	6AA-SNT33	ガソリン	乗用 自家用 車両重量1.84t		乗用 自家用 24ヶ月		R8.2.27	R11.2.27	R8.2.27	R11.2.26	R11 1						○	○	○	

「令和8年度仙台森林管理署官用自動車点検等業務」 単価表

件名(項目)			数量(a)	単位	単価(税抜) (b)	金額 (a)×(b)
自動車重量税	乗用 自家用 軽自動車	車両重量1トンまで(2年)※13年経過	2	台	8,800	17,600
	乗用 自家用 軽自動車	車両重量1トンまで(2年)※13年経過	1	台	8,200	8,200
	貨物 自家用 軽自動車	車両重量1トン未満(2年)※13年経過 エコカー(本則税率)	1	台	5,000	5,000
	乗用 自家用	車両重量1トン以下(2年)※13年未満	3	台	16,400	49,200
	乗用 自家用	車両重量1.5トン以下(2年)※13年未満	4	台	24,600	98,400
	小型貨物 自家用	車両重量1トンを超え1.5トンまで(1年)※13年経過	1	台	17,100	17,100
(A) 自動車重量税計			12	台		195,500
自賠責 保険料	乗用自動車(自家用)	本土 24ヶ月契約	8	台	17,650	141,200
	軽自動車(自家用)	本土 24ヶ月契約	3	台	17,540	52,620
	小型貨物自動車(自家用)	本土 12ヶ月契約	1	台	12,850	12,850
(B) 自動車損害賠償責任保険料計			12	台		206,670
継続点検 (車検)	基本点検技術料	乗用 自家用(車両重量1トン以下)	3	台		
		乗用 自家用(車両重量1.5トン以下)	4	台		
		乗用 自家用 軽自動車(車両重量1トン以下)	3	台		
		貨物 自家用 軽自動車(車両重量1トン未満)	1	台		
		小型貨物 自家用(車両重量1.0トンを超え1.5トンまで)	1	台		
	エンジン、下廻り スチーム洗浄	乗用 自家用(車両重量1トン以下)	3	台		
		乗用 自家用(車両重量1.5トン以下)	4	台		
		乗用 自家用 軽自動車(車両重量1トン以下)	3	台		
		貨物 自家用 軽自動車(車両重量1トン未満)	1	台		
		小型貨物 自家用(車両重量1.0トンを超え1.5トンまで)	1	台		
	下廻り防錆塗装料	乗用 自家用(車両重量1トン以下)	3	台		
		乗用 自家用(車両重量1.5トン以下)	4	台		
		乗用 自家用 軽自動車(車両重量1トン以下)	3	台		
		貨物 自家用 軽自動車(車両重量1トン未満)	1	台		
		小型貨物 自家用(車両重量1.0トンを超え1.5トンまで)	1	台		
	車内及び外回り清掃	検査対象車	12	台		
	保安検査確認	検査対象車	12	台		
	継続検査代行	検査対象車	12	台		
	エンジンオイル交換	対象6台※1台につき5ℓとして算定(単価は1ℓ)	60	ℓ		
(C) 継続点検(車検)計			6	台		
定期点検 12ヶ月点 検	基本点検技術料	乗用 自家用(車両重量1.5トン以下)	2	台		
		乗用 自家用(車両重量2.0トン以下)	3	台		
		乗用 自家用 軽自動車(車両重量1トン以下)	1	台		
	車内及び外回り清掃	検査対象車	6	台		
	エンジンオイル交換	対象11台※1台につき5ℓとして算定(単価は1ℓ)	30	ℓ		
(D) 定期点検(12ヶ月点検)計				台		
(E)作業料金計 (C)+(D)						
(F)非課税分 (A)+(B)						
(G)税抜額計 (E)+(F)						
(H)消費税額 (E)*10%						
(I)合計(税込) (G)+(H)						

別添 3

車両引渡場所一覧

物件名	官署名	住所	電話番号
令和 8 年度仙台森林管理署官用自動車点検等業務	仙台森林管理署	〒981-0908 宮城県仙台市青葉区東照宮 1 丁目 15-1	022-273-1111

別紙 1

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別添 1、令和 8 年度仙台森林管理署官用自動車点検等業務（整備内容一覧表）（以下「一覧表」という。）に定める自動車とする。

なお、台数及び数量については予定であり、変動することもあるので、契約相手方は予定台数に変更があっても異議を申し立てないこと。

一覧表以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、契約相手方が点検を実施した結果、整備が必要であると判断した場合に、支出負担行為担当官等が任命した監督職員に連絡の上指示を受けるものとする。

2 請負内容

（1）契約相手方は、別添 2 の車両引渡場所一覧より車両を引き取り、点検・検査等を実施の上、庁舎に返還するものとする。

（2）一覧表及び入札書（内訳書）における件名の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 48 条に基づく点検整備とする。

イ 継続点検とは、法第 62 条に基づく検査とする。

ウ 基本点検技術料とは、法第 48 条に基づく自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）において規定する全ての項目の点検作業をいう。

エ 保安検査確認とは、法第 62 条に定める継続検査に係るものとする。

オ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な書類は契約者の負担において用意するものとする。

カ 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

外回り清掃とは、外回りの洗浄、拭き掃除の作業をいう。

キ エンジンオイル交換には、エンジンオイル（部品）代金を含むものとする。

エンジンオイルについては、API 規格（ガソリン車は SL 品質以上）のものとし、該当車種に適したエンジンオイルを使用すること。

なお、エンジンオイル量は 1 台当たり 5 リットルを交換すると想定して算定することとし、精算金額は実際のオイル交換量に 1 リットル当たりの単価を乗じて算出した金額を採用するものとする。

ク 別途発注

上記以外の業務については、支出負担行為担当官等が任命した監督職員と契約相手方による協議により決定するものとする。

3 整備の追加

（1）契約相手方は、上記 1 の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、一覧表に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、直ちに支出負担行為担当官等が任命した監督職員に連絡するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積りを当該車両の使用者である官署の長あて提出するものとする。

（2）当該車両の使用者である官署の長は、契約単価に定めのない部分の追加整備について前項の契約相手方の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、追加整備させるものとする。

4 保証

契約相手方は、当該業務の完了後6か月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと契約相手方が認めたときは、その不具合箇所を契約相手方の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、契約相手方の発行する整備保証書による。

5 代金の請求及び支払

- (1) 契約相手方は、業務の履行を完了し支出負担行為担当官等が任命した検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数か月分を取りまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を支出負担行為担当官に請求することができる。
- (2) 支出負担行為担当官等は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を契約相手方に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、契約相手方に返送した場合には、支出負担行為担当官等がその返送した日から契約相手方の適法な請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

6 その他

契約相手方は、車両の返還に当たっては、支出負担行為担当官等が任命した検査職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明確に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。